宮城県農業近代化資金利子補給金交付要綱

施　　行　昭和 59 年４月１日
最終改正　令和　８年１０月１日

（趣　旨）

第１　県は、農業の近代化に資するため、農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号。以下「法」という。）第２条第３項に規定する農業近代化資金（以下「農業近代化資金」という。）を貸付ける法第２条第２項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、予算の範囲内で宮城県農業近代化資金利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和 51 年宮城県規則第 36 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

（定　義）

第２　この要綱において「農業者等」とは、法第２条第１項各号に掲げる者をいう。

（利子補給金の交付の対象）

第３　利子補給金は、融資機関が農業者等に対し、農業近代化資金を貸付けた場合、当該融資機関に対して交付する。

（利子補給の対象となる農業近代化資金の使途等）

第４　利子補給金の対象となる農業近代化資金の使途、貸付限度額、償還期間、据置期間及び貸付利率は、農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年４月１日付け 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、宮城県農業近代化資金運営要領に定めるところによるものとする。

２　農業近代化資金の利子補給率は、ガイドライン第３の２(3)による国の連絡を受けて県が作成する「農業近代化資金等の金利一覧表」のとおりとする。

（交付の申請等）

第５　規則第３条第１項の規定による利子補給金の交付申請は、別記様式第１号により宮城県農業近代化資金利子補給契約（以下「契約」という。）を誘引することにより行い、かつ、規則第４条第１項の規定による交付決定は、契約の締結によるものとする。

２　前項の契約に際し、知事に提出しなければならない書類は、次のとおりとする。

(1) 最近年次の業務報告書

(2) その他知事が特に必要と認めるもの

（利子補給金の額）

第６　利子補給金の額は、毎年１月１日から６月 30 日まで（以下「上期」という。）及び毎年７月１日から 12 月 31 日まで（以下「下期」という。）の各期間における農業近代化資金につき、第４に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数（365 日）で除した金額をいう。）に、それぞれ当該利子補給率を乗じて得た額の合計額とする。

（実績報告）

第７　規則第 12 条第１項の規定による実績報告書の様式は、別記様式第２号（　　年度　期農業近代化資金融通事業実績報告書）によるものとし、上期に係るものについては同年７月 31 日、下期に係るものについては翌年１月 31 日までに、実績報告書に農業近代化資金等事務電算処理要領（以下「電算処理要領」という。）で定めた農業近代化資金利子補給金算出明細書（電算処理要領利子様式第２号）を添付して、提出するものとする。

（利子補給金の交付方法）

第８　利子補給金は、規則第 13 条に規定する額の確定後に交付するものとする。

附　則

１　この要綱は、昭和 59 年４月１日から施行し、昭和 59 年度予算に係る利子補給金から適用する。

２　この要綱は、次年度以降の各年度において当該利子補給金に係る予算が成立した場合に、当該利子補給金にも適用するものとする。

３　既に締結されている農業近代化資金利子補給に関する契約は、この要綱に基づき締結されたものとする。

４　既に廃止された農業近代化資金利子補給規則（昭和 36 年宮城県規則第 80 号）及び宮城県農業近代化資金利子補給金交付要綱により、既に知事の承認を得て貸付けられた農業近代化資金の貸付利率及び利子補給率は、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、昭和 60 年５月 21 日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和 61 年３月 14 日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和 61 年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和 62 年２月 20 日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和 62 年４月 15 日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和 62 年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和 62 年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、昭和 63 年 10 月 28 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成元年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成元年 10 月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２年４月 27 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２年９月 14 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２年 12 月 11 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３年 11 月 19 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３年 12 月 20 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成４年３月 13 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成４年４月 30 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成４年 12 月２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成５年３月 29 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成５年４月 16 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成５年６月４日から施行する。

附　則

この要綱は、平成５年 12 月 27 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成６年６月 29 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成７年８月９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成７年 11 月 10 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成７年 12 月８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成８年４月 15 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成８年５月 10 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成８年９月 20 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年２月７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年３月 28 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年４月 23 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年５月 23 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年７月 25 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年８月 22 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年９月 24 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年 10 月 27 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成９年 11 月 20 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 10 年２月６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 10 年３月９日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 10 年３月 17 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 10 年４月 14 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 10 年６月 16 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 10 年８月 31 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 10 年９月 18 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 10 年 10 月 22 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 10 年 12 月 21 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 11 年２月 12 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 11 年２月 22 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 11 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 11 年４月 27 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 11 年５月 25 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 11 年６月 16 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成11年８月３日から施行する。

附　則

この要綱は、平成11年９月28日から施行する。

附　則

この要綱は、平成11年10月20日から施行する。

附　則

この要綱は、平成11年11月29日から施行する。

附　則

この要綱は、平成12年１月７日から施行する。

附　則

この要綱は、平成12年２月２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成12年２月21日から施行する。

附　則

この要綱は、平成12年３月27日から施行する。

附　則

この要綱は、平成12年４月19日から施行し、改正後の宮城県農業近代化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成12年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成12年４月21日から施行する。

附　則

この要綱は、平成12年５月25日から施行する。

附　則

この要綱は、平成12年６月19日から施行する。

附　則

この要綱は、平成12年９月25日から施行する。

附　則

この要綱は、平成12年10月26日から施行する。

附　則

この要綱は、平成12年12月18日から施行する。

附　則

この要綱は、平成13年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成13年２月26日から施行する

附　則

この要綱は、平成13年３月19日から施行する。

附　則

この要綱は、平成13年３月30日から施行し、平成12年10月１日から適用する。

附　則

この要綱は、平成13年４月２日から施行する。

附　則

この要綱は、平成13年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成14年８月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成17年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行前に改正前の宮城県農業近代化資金利子補給金交付要綱に基づき交付承認を受けた資金に対する償還期限及び据置期間の適用については、改正後の宮城県農業近代化資金利子補給金交付要綱第４第１項の規定に関わらず、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年９月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。

２　この要綱の施行前に改正前の宮城県農業近代化資金利子補給金交付要綱に基づき利子補給承認を受けた資金に対する資金の使途、貸付限度額、償還期間、据置期間及び貸付利率の適用については、なお従前の例による。